

総務委員会 会議録

- 1 期 日 令和5年9月19日(火)
- 2 会 議 場 全員協議会室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前10時37分
- 5 出 席 者

【議会】

委員長	藤原 正光	副委員長	石川 紀子
委員	山本 裕三	委員	嶺岡 慎悟
委員	鈴木 久裕	委員	二村 禮一
委員	草賀 章吉		

【当局】

担当部課長

【事務局】

議事調査係長

傍聴者等 あり

6 議 題

(1) 付託議案審査

- ・陳情第5号 「健康保険証の存続を求める意見書」採択に関する陳情
- ・議案第86号 掛川市火災予防条例の一部改正について
- ・議案第87号 (普)大溝川函渠工事請負契約の締結について

(2) 閉会中継続調査について

7 会議の概要

別紙議事録のとおり

8 署 名 掛川市議会総務委員会委員長 藤原 正光

令和5年9月19日

以上のとおり、報告します。

掛川市議会議長 山本 裕三 様

議 事

午前9時30分 開議

○委員長（藤原正光） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから総務委員会を開会いたします。

当委員会に付託されました議案は、議案第86号 掛川市火災予防条例の一部改正について外 2件の 3件でございます。よろしく御審査お願いいたします。

それでは、私から 3点御連絡を申し上げます。

初めに、発言の際には挙手の上、委員長の許可を得てから、必ず自席のマイクのスイッチを入れてから発言するようお願いします。

また、質疑は一問一答方式でお願いします。委員からの質疑の際は、議案等のページ等を示して、疑問点を明瞭にして発言をお願いします。あわせて、当局の答弁につきましても簡潔に分かりやすくお願いします。なお、議案に関係のない質疑や意見は静止することがありますので御承知おきください。

それから、傍聴の申出がありましたので委員長のほうで許可をしました。

それから、陳述者から資料配付の希望がありましたので、委員長で許可をしました。

以上、事務連絡といたします。

それでは、審査に入ります。

陳情第 5号 「健康保険証の存続を求める意見書」採択に関する陳情を議題とします。

本陳情の要旨等は、先日配付済みでございます。

本陳情につきましては、陳述者からの意見陳述の申出があり、過日、議会運営委員会でその申出は許可されました。これより、陳述者による意見陳述を実施いたします。

〔陳述者、陳述席へ着席〕

それでは、陳述をお願いいたします。

〔陳述者陳述〕

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんから陳述者への質疑がありますでしょうか。ここでお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

○委員（鈴木久裕） 委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（藤原正光） それでは、鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 何点か質問させてください。

最初の山田さんという方の書いていただいたものの資料 8行目ですけれども、現在の健康保険証は郵送で自動的に送られてくるけれども、資格確認書は申請しないと入手できないと記述がありますが、これも制度的に確定していることですか、それとも見込みですか、その辺を教えてください。

○陳述者 資格確認書で申請できない人はその申請をするということで、当初 1年というのが改めて 5年という期間に延びまして、しかし、いずれにしても本人申請というのが基本ですので、問題点と指摘されたように特別養護老人ホームの入所者とか、あるいは独り暮らしでよく認知できない方だとか、そういう方は当然こういう申請から漏れてしまうという心配もあります。そんなことであえて、それと同時に資格確認書を取って、さらにその後所得が確定して、例えば限度額の認定証の申請を改めてするとかということに、かなり従来のやり方よりも、幾つかいろんな問題点が多くあるのではないかと心配されているところでして、必ずしも資格確認書で申請漏れの方が救われるというふうにはなかなかならないかと思っております。

○委員（鈴木久裕） まだ確定をしているという情報ではないということですね、これは。

○陳述者 ええ、まだ全体として確定していないと思います。

○委員（鈴木久裕） 分かりました。

あともう一点、裏面の佐野さんの御意見の 3行目ですけれども、この行為は法令の根拠を持たずということの、この辺はどういうことを指して言っているのか教えていただけますか。保険証を廃止してマイナンバーカードに統一するということについて法令の根拠を持たずということを書いてありますけれども、この辺はどういう事実というかに基づいておっしゃっておられるのか教えていただけませんか。

○陳述者 はい。ここで言う法令というのをどこまでのことを佐野先生はおっしゃっているのかよく分かりませんが、国会で一応証明されたマイナンバー保険証の細部については、幾つか有効期限の問題とか等々、まだ十分根拠が確定しているという段階じゃなくて、これからいろいろ審議をされてもっと細かいことまで確認するということではないかと思っています。ちょっとよく分かりませんが、そういうことだと思います。

○委員（鈴木久裕） はい、分かりました。

○委員長（藤原正光） よろしいですか。

○委員（鈴木久裕） はい。

○委員長（藤原正光） そのほかございませんか。

山本委員。

○委員（山本裕三） ありがとうございます。こちらの山田副理事長の文書の中で、分かる範囲で結構ですので教えていただけたらと思います。

山田副理事長の問題点を挙げていただいた文章の中で、下から 7行目の「全国トラブル件数は 108万件になると見込みが出された」とありますが、その上の文章を読みますと、現状では 5,493件がトラブルが起こっていて、この文章の流れから見るとこのままでは 108万件になるぞというようなことが書いてありますけれども、これはどこが発表した情報かというのは何か分かりますか。

○陳述者 これは、いわゆる調査した件数が 1万件からの医療機関からの回答ということから考えて、日本全体の医療機関の数をこの比率でやると 108万件という、そういうことだというふうに思います。だから、必ずしも 108万件ということが確立しているわけではないと思います。

○委員（山本裕三） 分かりました。

○委員長（藤原正光） そのほかございますか。

二村委員。

○委員（二村禮一） 佐野さんの意見書の中で、6行目の「医療機関の方でも余計な機器の準備を強要されるという不都合があります」というこの説明、機器は無償で提供されるというふうに伺ったことがあります。

○陳述者 カードをかざすという医療機器以外の、私はちょっとよく分かりません。すみません。

○委員長（藤原正光） 二村委員、よろしいですか。

○委員（二村禮一） はい。

○委員長（藤原正光） そのほかございますか。

嶺岡委員。

○委員（嶺岡慎悟） 確認ということで、今回、健康保険証の存続を求める意見書ということで出していますが、これは存続を求めるということで、状況としては今だとマイナンバーカードと保険証が両方使えるようになっていて、それをそのままやって、私なんかは正直マイナンバーカードだけあってもいい

かなとも思う側ですけれども、そのあたり、だから、以降も現状をそのまま移行でやってほしいということの意見書ということでよろしいでしょうか。

○陳述者 はい、そのとおりです。

○委員長（藤原正光） よろしいですか。

○委員（嶺岡慎悟） はい。

○委員長（藤原正光） そのほかございますか。よろしいですか。

それでは、意見陳述及び質疑を終結します。

陳情者の方については、お忙しいところ本委員会に出席いただきありがとうございます。

○陳述者 ありがとうございます。

〔陳述者、陳述席から退席〕

○委員長（藤原正光） それでは、委員間討議をしていきたいというふうに思います。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） その前に、今新しくできる制度で、制度の方向性とかがちよっとまだよく分からない点もあるので、担当課というか所管している課に、最初に動向、確定していない部分があるのかもしれないけれども、その辺を確認した上で議論をしていければなと思うんですが、よろしいでしょうか。

○委員長（藤原正光） 当局の方、答えられる範囲でお答えできますか。部長さん、お答えいいですか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 先ほど陳述者の方に質問したんですが、山田副理事長さんの 9行目ですけれども、「健康保険証と違って資格確認書は申請しないと入手できない」という記述について、今本当にそうなのか。そうするとかなり利便性が大変になるので、そのあたりはどうなりそうなことなのかというのを教えていただきたいと思うんですけれども。

○委員長（藤原正光） それでは、お願いします。

○国保年金課長（鈴木英雄） 国保年金課課長の鈴木です。

状況ですけれども、決まったよという通知はこちらのほうに当課のほうにないもので、お答えとしては、今厚生労働省のほうのホームページに記載されている内容をお読みすることになってしまいますんですが、そこでは 8月に検討したときの議事録のようなものが載っていきまして、そこには従前の方針は本人の申請に基づき交付というふうになっていっていますが、それを対応案として、当分の間、マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず交付ということで今検討されているというような資料は掲載されておりました。

以上です。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 分かりました。そこから下の 2行目ですけれども、新たな資格確認書の発行事務で自治体職員の業務が増加するということがありますけれども、多分健康保険証制度をそのまま存続ということは、例えば国保でいうと加入している対象者全員に郵送します。今ここでいう資格確認書という形だとすると、マイナンバーカードを持っていない人に対して資格確認書を交付するという仕組みになろうかと思うんですが、このあたりで今の状況で例えば枚数はどのぐらいになるのかとか、発行について担当課としての見込みはどんなふうにご考えておられるか教えてください。

○委員長（藤原正光） 鈴木課長、お願いします。

○国保年金課長（鈴木英雄） 今マイナンバーカードは大体60%ぐらい、国保の中では発行されておまして、皆さんがもしその保険証を持っている方には発送しないというふうになれば、皆さんには発送しないことになるのかもしれませんが、それ以外の皆さんには、資格書を発行するというか発送するようなこ

とになるのかなと。

あと、ひもづけしている、していないというの確認が必要になってくると思いますので、ちょっとそこから辺は、事務的にはこれまでにないような作業が発生するかもしれないというふうに考えております。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 今のひもづけということで、じゃ、それは自動的に、この人はひもづけしてあるかどうかというのは、担当課に例えばマイナンバーカード側からお知らせが来るとか、そういう仕組みというのはまだ分からないということですね。マイナンバーカードの担当のほうでも、その辺は確定しているというか、分かっているようだったら教えてください。

○委員長（藤原正光） お願いします。

○市民課長（岡田正浩） 市民課の岡田です。

ひもづけしてあるかどうかというのは、担当課でも分からない状況です。

以上です。

○委員長（藤原正光） よろしいですか。

そのほかに質疑は大丈夫ですか。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 国民健康保険の保険証を交付するというのについても、そもそも論なんですけれども、どういう法令に基づいて健康保険証って発行されているのか、制度上の仕組みについて教えていただけますか。

○委員長（藤原正光） では、国保年金課のほうでお願いします。

○国保年金課長（鈴木英雄） そちらのほうは、国民健康保険法というものに基づいて行われております。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） とすると、法に基づく制度を変えるということは、当然法令の改正をして対応はされるであろうと、通常であれば。廃止とかということになれば、当然法令は改正されるという見込みということになりますかね。

○国保年金課長（鈴木英雄） そのように考えております。

○委員長（藤原正光） よろしいですか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） いろいろ質問させてもらっているのは、使用する側、国民の側の利便性とか、不安であるということは確かだと思います。利便性の観点からどうなのかということと、それからもう一つは、我々にとっては自治体の業務とかそういったものについて非常に手間なのかとか、問題点が生じるのかとか、そういう観点で幾つか質問をさせてもらっています。

まだ制度的にいろいろ確定はしていないというところもあるのですが、1点、資格確認書、実はこの間も聞いたと思いますが、資格の得喪の結構事務があるかと思うんですけども、そういったものについて市町村の交付担当は資格得喪のあれが大きいかなと思うんですけども、そのあたりについて事務はどういうふうになると見込まれるか。あくまで現時点のだからあれですけども、どうでしょうということです。

○委員長（藤原正光） お願いします。

○国保年金課長（鈴木英雄） 今のところ確定したことはないんですけども、今のところそう変わらないのかなというふうに、作業的にはというふうに考えております。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 全体として、保険証の制度が発効されて資格確認書という制度になったときの困難さ

とか事務の見込みとか、担当課ではどんなものと見込んでいるか。あくまで制度的にまだ確定していないのであれですけれども、見込まれるかという。情報から類推するよということで結構ですけれども、教えてください。

○委員長（藤原正光） 鈴木課長。

○国保年金課長（鈴木英雄） 現状の情報からすると、少し作業的には増えるのではないかというふうには考えております。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） それは導入時ということなのか、ずっとという見込みでおられるか。

○委員長（藤原正光） 鈴木課長。

○国保年金課長（鈴木英雄） 導入時については、やはり発行するものが増えるというか、種類が増えるもので作業が増えると思いますし、資格確認書が 5年というふうになれば 5年後にまた発行しなければいけないというか、そういったことになれば、またその先にもそういう今までなかった作業が出てくるのかなというのは考えております。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 今、国民健康保険証を毎年発送しているということで、その辺はなくなるということですか。

○委員長（藤原正光） 鈴木課長。

○国保年金課長（鈴木英雄） 保険証がなくなるということになれば、そういうことになると思います。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員、よろしいですか。

今いただいた情報というか現状を踏まえて、委員間討議をしていきたいというふうに思います。

御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。一言ずつ、委員さん、

嶺岡委員、よろしくお願ひいたします。

○委員（嶺岡慎悟） 今回、保険証の廃止、存続を求めるということで、いろんな調査の中では、確かに反対というのは出ているというのはニュース等でも見ているところではありますけれども、マイナンバーカードの推進も含めて医療の状況と確定申告なりなんなり、やっぱり利便性をどんどん上げていかなきゃいけないし、コロナの中でもマイナンバーをつくらなきゃいけないというのは非常に感じたところでもありますので、確かに心配されるところは十分理解もできる場所ではありますが、手間だったりという、先ほども質疑でもありましたように、今の現行の保険証がなくなればその分の手間を省く部分は多少出ますし、確かに新しい資格確認書に関してはまだまだ不安が残るというか、実際に 7月なり 8月でも、先月にまだこの話がまともに出てきて状況等も変わっているところもありますので、私たちが注視していかなきゃいけないとは思いますが、この現行のところ、今の状況を国のほうとしても私としては進めていってもらえればなというふうに思っているところです。

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。嶺岡委員が利便性を上げていかなければならないよということで、現行の手間も省けるのではないかという御意見をいただいて。不安はあるんですけども、そこは注視しながらということで御意見をいただきました。

それでは、二村委員。

○委員（二村禮一） それこそ今国のほうも、いろいろマイナンバーカードを保険証にひもづけ、そういうことで進めておられて、いろんな問題点がかなり指摘されております。それを国のほうもほっとくわけじゃなくて、問題点を解決しながら進めていく、そういう方法を取っていますので、全て 100%まではいかななくてもある程度好調に来て、そういった皆様方の不安が解消できるんじゃないかと、そういうふうに思っ

いるもので、マイナンバーカードのほうは進めていただければいいと思います。

○委員長（藤原正光） 進めていっていただければということで届きました。

それでは、山本委員、お願いいたします。

○委員（山本裕三） まずは、このように考える機会をいただけたので陳情していただいてありがたかったかなというふうに思います。

それとともに、マイナンバーへの不安であったりとか、特に御心配されているのは、医療にアクセスができなくなる方たちをしっかりと支えていきたいというお気持ちがあるんだなということで、その点に関しては私も大いに理解をさせていただきました。

その中で、今回本当にいろいろ勉強になったんですが、国も少し方向転換をして、先ほど来からお話がありました、切替の猶予を5年間取るであったりとか、資格確認書においてはできる限りプッシュ型にしていくであったりとか、あとは導入する側の医院さんに対しては、導入の費用を含めサポートも十分にやっていくというようなことも話は聞いております。

まだまだ課題は尽きないと思いますが、やはりいただいた心配の声を今政府側も応えようということで動いているということは、私たちも調査の中で勉強させていただいたところがございます。この点において、このような調査の機会をいただいたということで陳情者にも感謝をいたしたいなと思います。

しかしながら、今後かなり人口減少社会の中で、行政事務というものをやはり合理化していかなければならないというのは、労働効率の効率を上げていかなければならないというのは、これは日本国内の大きな大きな課題でございますし、やはり国民のメリットもそれなりに出てくるんじゃないかなと思いますので、このマイナンバー推進においては、私は賛成の立場でございます。ただ、しかし、政策というのは100%はございませんので、そういう意味では今回いただいた課題、心配点については、今後もしっかりと解決できるような形で、微力ではございますが動いてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。3名の方、同じような御意見です。

草賀委員、よろしくお願いいたします。

○委員（草賀章吉） 昨日も日曜討論を聞いていたら、日本のDXだとかマイナンバーとか含めて大変遅れていると、確かに世界で見たら大分遅れて、以前住基ネットで大失敗したので、本当に今回は相当腹をくくってやっていただいたほうがいいだろうと。導入時というのはいろんな課題が出てくると思うんですが、これがやっぱり日本の将来にとっては必要なものだとも思っておりますので、これはやっぱりちゅうちょすることなく、また分からない人たちに、そういう人に対してはみんなでそれをサポートしてあげるという視点が大事じゃないのかなというような感じがいたします。

以上です。

○委員長（藤原正光） サポートが大事だということの御意見でございます。

では、鈴木委員、お願いします。

○委員（鈴木久裕） 私自身は、一番心配というか注視しているのは、やっぱり資格確認書が自動的に発送されるかどうか、どういう仕組みになるかどうか、これがないと恐れていることというのは、やっぱりどうしても弱者の人、申請が取れない人とか、そういったのに非常に困難な人っていますから、無保険者を絶対出しちゃいけないという、そういうことはあると思うので。このところはしっかり打っていかなきゃいけないなというふうに思います。

一方で、国保の方でも60%、マイナンバーカードを今の段階でひもづけされているようだという事なので、今後多少増えていくのかなとは思いますが、ただマイナンバーカードの普及率が100%になると

いうことは絶対ないと思うので、今の動向を見ると、どうしてもマイナンバーカードの申請もなかなかできないという人もかなりいるんですけれどもね。そういったこととして、とにかく国民皆保険というところが絶対保障されていかなきゃいけないものであるというふうに、とにかくそこら辺です。

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。自動発送がないといけないということで、無保険者を出しちゃいけないという御意見もございました。

副委員長、最後をお願いします。

○副委員長（石川紀子） 御意見は皆さんと同じのところがありますので、今自分がとても思いますのは、このマイナンバーカードに入るときも不安があって、やるのかやらないのか悩まれました。その後、これが保険証もついてくるとなると、先ほど陳情者から出ましたが、不安になってこれから落ちてしまう人もいないかということで、本当に不安の声をお聞きすることができました。だからこそ、この不安をどう安心、使っていられるというふうに市民の皆様にも周知していくかということが課題になるのではないかと考えています。

実は、一番初めに、このぐらいの大きさの紙で言うとA 5というんですけれども、このぐらいの大きさで保険証がありました。今、後期高齢者の証明書もこの紙の大きさです。でもそれがいつの間にかカードになりました。それは時代と共に変わってきている中で、今回変わり目になってとても悩むところではありますが、困っている方もいらっしゃるそのことを知った上で、これから進めていく方向でどう進めていけば安心できるかということ、それから、先ほど本人じゃないとできないということも陳述者の方からも言われましたので、そのあたりをどうやって後見人をつけながらやっていくかということも、課題を持って臨んでいきたいと思っております。

今、市のほうで登録されている方が増えていることも含めると、これがどんどん減っていったら返してしまうという状況はないように思いますので、進めていく方向で、悩んでいる方はいらっしゃるんで返してしまったという方もいるということはお聞きしましたが、進んでいるというこの流れをきちっと皆さんに分かっていただける方向で進めていったらどうかというのが私の意見です。

以上です。

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。

今皆さんの御意見は、ほぼ同じような御意見だというふうに思います。不安はあるけれども、そこを何とか解消していきながら前へ進めていきたいということでございました。ほぼ同じような方向の意見だったということでございますので、ここで討議を終了したいというふうに思います。

討論のほうはございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（藤原正光） それでは、討論を終了します。

それでは、採決に入りたいと思います。

陳情第 5号 「健康保険証の存続を求める意見書」採択に関する陳情について、採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤原正光） はい、ありがとうございました。

陳情第 5号については、賛成者なしにて不採択とすべきものと決定しました。

陳情者の方、ありがとうございました。

○陳述者 ありがとうございます。

○委員長（藤原正光） それでは、次に、議案第86号 掛川市火災予防条例の一部改正についてを議題とい

たします。

それでは、予防課の説明をお願いいたします。

森下予防課長。

〔予防課長説明〕

○委員長（藤原正光） 森下課長、ありがとうございました。

それでは、ただいま説明に対する質疑がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 前のほうの蓄電池とかコネクタとかいろんな構造については、要は今まで電気自動車は台数とかも少ないし限られていたんでという規定が、これからいろんな形の電気で走るものもできてくるし、そうするといろんな人がいろんな使い方をするようになるので、そういったものも含めて対応がきちんとされるようにより細かく定めたと、そういうことですね。

○委員長（藤原正光） 森下課長。

○予防課長（森下真行） いろんな方がいろんな使い方というのは、車のEVに充電をするという行為には変わりはないと思います。今後国のほうでは、電気自動車の普及をしていきたいということで、最終、大型のバスやトラックにも開発を進めていくことで、運用面でも安価になり、充電を受ける皆さんが利益を受けるということになります。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 要は、例えば今までは限られた人しか使わなかったけれども、これから本当に多様な人が使えるようになるので、そうした人たち全般に適合するような安全対策をしましたと、そういうことですね。

それと、もう一点は、別表なんだけれども、別表はまた本当に真逆なあれなんだけれども、別表の新旧対照がついていないんだけど、固体燃料のところを追加しただけの変更と、そういうことでよろしいですか。

○委員長（藤原正光） 森下課長。

○予防課長（森下真行） そのとおりです。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 全く国の準則に基づいてそのままやっていると思うんだけど、本市オリジナルの部分があるのかなのか、そこだけ教えてください。

○委員長（藤原正光） 森下課長。

○予防課長（森下真行） 本市オリジナルはございません。

○委員長（藤原正光） 山本委員。

○委員（山本裕三） 急速充電器についてですけども、市役所裏にも充電の施設がありますけれども、行政で今持っているもので何か変更しなきゃいけない仕様とかってありますか。

○委員長（藤原正光） 森下課長。

○予防課長（森下真行） 今市役所にございますのは、普通充電器で3キロワットのものです。20キロワットを超えるもの、これを急速充電器と呼び、届出対象は50キロワット、現行では200キロワット未満が届出対象になっているものです。

○委員（山本裕三） じゃ、影響がないということですか。

○予防課長（森下真行） ありません。

○委員長（藤原正光） 次に、鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 第19条関係だけだとは思っただけけれども、ここのところだけ附則で条例施行後 2年は今までどおりでやっついていいよという表現になっている。この辺の考え方、それから、そういうことでシんとれないもの、第19条関係のことだと思っんですが、実態面としてどんなことなのかというのを教えていただけますか。

○委員長（藤原正光） 森下課長。

○予防課長（森下真行） 第19条は蓄電池設備のところでありますが、今回の改正については、今までは鉛電池、バッテリー、これが放電するときに可燃性ガスを発生し危険があるということでしたが、現在はニッケル電池やリチウム電池が出てきておりますので、アンペアアワー・セルという単位を使うよりキロワット時のほうが安全性がより分かるだろうということでの改正であります。

○委員（鈴木久裕） 2年について。

○予防課長（森下真行） 経過措置 2年については把握しておりません。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 特に問題がないので、全国的にそうやっているということは問題ないんだろうけれども、何かちょっと条例改正をしてから 2年も前のやつをやってもいいよ、普通は施行日から、あるいは施行日までに時間があるのでそのときまでに準備して、その日から先は駄目だよと、そういうのが普通なんだと思っただけけれども、何でここだけ施行してから 2年も間に合わせでいいよとちょっと不思議だったものですから聞きました。その前に聞いたとおり、全国一律で各市オリジナルじゃないということなので分かりました。

○委員長（藤原正光） そのほかございますか。

では、先に二村委員が挙がりましたので、どうぞ先に。

○委員（二村禮一） 164ページの第19条の蓄電池の設備ですけれども、今かなりの家庭で太陽光があって、現在充電器をつけている方々と、この条例ができて蓄電池のほうをやり直さなきゃいけないということが増えていくのですか。それとも今はそんなに不便は感じないからいいよという形なのか、ちょっとそこらを説明してほしいんですが。

○委員長（藤原正光） 森下課長。

○予防課長（森下真行） 一般家庭における急速充電器を設置するということは、あまり想定はしておりません。一般家庭においては普通充電器というものが主流ですので、特別に一般家庭から何か変更しなければいけないということはありません。

○委員長（藤原正光） それじゃ、嶺岡委員。

○委員（嶺岡慎悟） 今の答弁である程度解消されたところで、第19条の今の話なんですけれども、その後の 163では届出は20キロワット以下のものを除くとなっていて、この基準の中では19条では、10キロ以下のものを除いて10キロから20キロワットのは、何とかこの条件だと対象になるということなんですけれども、こちら辺の消防としての検査だったりとか、誰が責任を持ってこれをチェック、届出はしないけれども、ここは基準になっているよと読めたので、このあたりってどういうチェックを消防としてはされるのかなと思ったところです。

○委員長（藤原正光） 森下課長。

○予防課長（森下真行） そこまでのチェックをするのかは分かりません。

○委員（嶺岡慎悟） 分かりました。

○委員長（藤原正光） そのほかありますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 今で20キロ以上は届出するという事は審査の対象になるよというか、点検現場で見守りの対象になる。それ以下のものについては施行のときにちゃんとやってねと、そういうことで。

○予防課長（森下真行） そうです。

○委員長（藤原正光） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 要は、今回頭というか 3つあって、充電設備についての基準が改正されるよ、それから蓄電設備に対しての基準が改正されるよ、あとはもう一個は、まきとかそういうことで一定の充実を加えている、3点が主なということですよ。ちょっと分類してやってくれると最初にすごく分かりやすいので、またお願いします。

○委員長（藤原正光） そのまま質問になるんですけども、よろしい。

○委員（鈴木久裕） はい。

○委員長（藤原正光） そのほかよろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（藤原正光） それでは、質疑を終結します。

質疑が終了しましたので、ここで委員間討議をしていきたいと思いますが、何か御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 今 3つ、これから出てくるものに対応したものだから全然いいことだなと思います。当然国がやっていて市もそれをやるかなというのと、固体燃料のまきとか、これから木を使った燃料が出てくるということについてはこうやって重視されていくので。これからもこの部分が膨らんでいくのかなと思いつつ、全体としては、全然問題なくしっかり対応していただいているので、今回のほうがいいと思います。

○委員長（藤原正光） 全体としてはしっかり対応されているのでいいと思いますという御意見をいただきました。この意見に対して、ほかの皆さんから何かございますか。

山本委員。

○委員（山本裕三） 蓄電池の技術進歩はこれからも続きますので、全固体でいくとか。そういう意味でいうと、様々こういうスピーディーな対応を今後もしていくのかなというふうに思っています。私はこういうことはすばらしいかなと思います。

○委員長（藤原正光） 山本委員からも、すばらしいという御意見をいただきました。

それでは、ほかの委員の皆さんはよろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（藤原正光） それでは、討議を終了いたします。

それでは、討論はございますでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（藤原正光） それでは、討論を終了します。

それでは、採決に入ります。

議案第86号 掛川市火災予防条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤原正光） ありがとうございます。

議案第86号については、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

消防本部の皆さん、ありがとうございました。

それでは、続きまして、議案第87号（普）大溝川函渠工事請負契約の締結についてを議題とします。

それでは、行政課の説明をお願いいたします。

熊切行政課長。

〔行政課長説明〕

○委員長（藤原正光） 熊切課長、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対する質疑がございましたらお願いいたします。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 5社は全部共同企業体でしたか。

○委員長（藤原正光） 熊切課長。

○行政課長（熊切紀和） 5社ともに全部共同企業体です。

○委員長（藤原正光） よろしいですか。

そのほかございますか。よろしいですか、質疑のほうは。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（藤原正光） それでは、質疑を終結いたします。

質疑が終了しましたので、ここで委員間討議があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（藤原正光） それでは、討議を終結します。

それでは、討論はございますでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（藤原正光） それでは、討論を終了します。

それでは、採決に入ります。

議案第87号（普）大溝川函渠工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤原正光） ありがとうございました。

議案第87号については、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

行政課の皆さん、ありがとうございました。

それでは、以上で総務委員会に付託されました議案の全ての審査を終了いたしました。

それでは、3番の閉会中継続調査を議題としたいと思います。

お手元に資料を配付してございますので、御覧いただきたいと思います。

資料のとおり、6項目の内容でよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（藤原正光） それでは、総務委員会の閉会中の継続審査申出事項については、資料のとおりいたします。

それでは、4番、続いてその他に入ります。

皆さんからその他で何かございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（藤原正光） それでは、その他を終了します。

それでは、5番の閉会に入ります。

閉会に当たり、石川副委員長から挨拶をお願いいたします。

○副委員長（石川紀子） 本日もありがとうございました。1回目の陳情していただいた方の御意見をありがたいという意見がありまして、そのことで来てくださった方が1人で皆さんの質問に答えて、それをきつと持ち帰って、少しこれから前向きにもっと皆さんに分かっていただけるような取組になるだろうということで御報告されるんではないかというふうにも感じました。皆様一人一人の御意見を聞いていただけたことがよかったというふうに思いますが、これからもそういうふうに意見書なり陳情書とかが出てきたときには、御自分の意見をきちっと持って会を進めていかれるように、またこれからもよろしくをお願いいたします。

以上で終わります。

○委員長（藤原正光） それでは、以上で総務委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午前10時37分 散会